

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874



新条約に関する外務大臣閣議説明(案)

三 四 六一五 米保長

一 現行安保条約に代るべき新条約に付ては、昨秋米在京米大使との間に詳細意見の交換を進めて来たが、この程、前文以下十ヶ条の形に纏めるとともに意見の一致を見た。その概要は以下述べる如くである。

二 前文にかいては、(一)両国が政治的経済的各分野に互り友好関係の緊密化を希望すること、(二)両国連帯の精神を尊重し国際平和の維持を旨とすること、(三)日本の安全を完結する上を希望すること、(四)東の平和と安全に共通の関心を有すること、等の諸点を以て新条約締結の決意を明らかにする。

秘

三 本文冒頭の条項には、国連憲章の尊重、国際紛争の平和的解決、国連との協力等に関する条文、並びに政治、経済の分野における協力関係を謳う条文を置く。

四 米国が相手国に対する援助義務を約束する条約には、自助及び相互援助の精神を謳う所謂ヴァンデンバーグ決議を体した条文を置くことと懸念原則となつており、米上院が固執する既成の字句が固つてゐる。他方との点はわが国憲法との関係で慎重なるを要するので、米大使とも種々話合つた結果、次の如き字句に付意見の一致を見ている。(括弧内は米国の既成用語を示す。)

「締約国は、個別的に及び相互に協力して(懸念)に及び共同して、継続的且効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する

米軍の駐留に関する規定は次の如き形とした。

「日本国の安全に寄与するため、並びに極東における国際の平和及び安全の維持につき両締約国が有する共通の関心を考慮して、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍による日本国内の施設及び区域の使用を許与される。」

施設及び区域使用の細目並びに日本に在る米軍の地位は、行政協定に代る新協定で定めるとする。

ハ、核兵器問題及び在日施設の作戦的使用の問題に就ては、合衆国軍隊及びその装備の日本内への配備に関する重要交渉更を行つ場合、並びに米軍が日本防衛のため以外の作戦行動の基地として日本の施設及び区域を使用する場合は、日本国政府と事前に協議す

る。との趣旨を交換公文によりはつきりさせることとする。

ニ、条約の期限は十年とし、十年を経過した後は一年の予告をもつて廃棄し得ることとする。

一、以上が条約の主たる内容である。条約の巻録は、「相互協力及び安全保障条約」とすることとし、条約各条の骨子は別紙要綱の通りである。

相互協力及び安全保障条約案要綱(案)

(三) 四 六一五 米保長)

才一条 (國際平和維持)

兩締約国は國連憲章の原則に従ひ國際紛争を平和的に解決し、國連の目的に違背するよき武力の行使又はその脅威を行わなことをとし、更に國連の機能強化に協力する。

才二条 (政治的經濟的協力)

兩締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好關係の強化に努め、更に經濟的協力關係の緊密化に努力することとする。

才三条 (防衛協力)



兩締約国は、個々に及び相互に協力して、継続且かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法の規定に従ひ維持しかつ發展させることとする。

才四条 (協議)

兩締約国は、条約の實施に関し、又日本の安全又は極東の平和と安全が脅がされたと認めるときは、隨時協議することとする。

才五条 (援助義務)

兩締約国は、日本の施政下にある地域における何れかの締約国に対する攻撃を自國の平和と安全に対する危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動することとする。

る。かくして執られた措置は、安全保障理事会が適当な措置を執つたときは終止される。

才六条（施設区域使用）

日本国の安全並びに極東の平和と安全に寄与するため、合衆国軍隊は日本にある施設及び区域を使用することが出来ることとする。施設及び区域の使用の細目並びに日本における合衆国軍隊の地位は別にこれを定めるものとする。

才七条（国連憲章との関係）

本条約の規定は、国連憲章に基く締約国の権利義務ならし国連自体の責務には影響しないものとする。

才八条（批准）

本条約は批准書の交換の日に発効する。

才九条（安保条約との関係）

本条約が発効すれば現行安保条約は消滅する。

才十条（期限）

十年経過後は一年の予告で延長し得る形とする。

附属交換公文

合衆国軍隊及びその装備の日本内への配備に関する重要な変更を行ふ場合、並びに米軍が日本外の戦闘行為のため日本の施設区域を日本からする作戦行動の基地として使用する場合は、日本政府と事前に協議する。